

令和8年度札幌市賃上げ応援補助金交付要綱

令和8年7月9日
経営雇用支援担当局長決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、生産性の向上及び従業員の賃金引上げに取り組む札幌市内の事業者を支援するため、厚生労働省が実施する「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「業務改善助成金」という。）の支給決定を受けた者に対し、予算の範囲内において札幌市賃上げ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものである。
- 2 補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 この要綱により補助を受けることのできる者は、厚生労働省が定める業務改善助成金交付要綱第2条に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。
- (1) 令和8年9月1日以降に北海道労働局から業務改善助成金の交付決定及び交付額の確定通知を受けていること。
 - (2) 令和8年度において、同一の補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に関して札幌市が実施する他の補助制度の交付を受けたり、申請予定の事業者ではないこと。
 - (3) 市内に事業場を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
 - (4) 令和8年度の本補助金において、同一の事業場が重複して申請又は交付決定を受けていないこと。
 - (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
 - (6) 市税を滞納している者でないこと。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
 - (10) 札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）第5条第3項第1号から第3号に規定する者でないこと。
 - (11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
 - (12) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。

(13) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、業務改善助成金の対象となった設備投資等の経費とする。

- 2 補助金の額は、北海道労働局が支給を決定した業務改善助成金の額に10分の2を乗じて得た額とし、120万円を限度とする。
- 3 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び決定)

第4条 補助金交付の申請をする者は、北海道労働局から業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けた後、速やかに交付申請書兼請求書（様式1）及び次に定める添付書類を提出しなければならない。

- (1) 北海道労働局が発行した業務改善助成金の「交付額確定及び支給決定通知書」（業務改善助成金交付要綱様式第11号）の写し
 - (2) 北海道労働局へ提出した業務改善助成金の事業実績報告書及び添付書類の写し
 - (3) 直近の市税の納税証明書（指名願用等）の原本
 - (4) 口座名義等が確認できる資料（振込先金融機関の通帳写し等）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査を実施し、これを適正と認めたときは、交付決定及び補助金額確定通知書（様式2）により交付決定を通知し、不適正と認めたときは不交付決定通知書（様式3）により通知する。
 - 3 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
 - 4 補助金の交付決定額が予算額に達した時点で、それ以降の申請受付は行わないこととする。

(申請内容の変更等)

第5条 補助金交付の申請をした者は、交付決定の有無に関わらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、あらかじめ変更等承認申請書（様式4）及びその他必要書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務改善助成金の決定内容に変更が生じたとき。
 - (2) 申請内容を変更（取下げ、追加、削除を含む）するとき。
 - (3) 申請時から代表者や所在地等を変更するとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、事業変更の可否について、変更等承認通知書（様式5）により、申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による交付決定及び補助金額確定通知を行った後、申請者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付する。

- 2 市長は、前項の審査において補助金交付要件に適合しないと認めたときは、申

請者に対して是正措置を命ずることができる。

（債権譲渡の禁止）

第7条 申請者は、第4条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（交付取消）

第8条 市長は、第4条第2項に規定される交付決定及び補助金額確定通知を行った後に、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合は、交付決定取消通知書（様式6）により補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に規定する要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 北海道労働局において業務改善助成金が不交付となったとき、又は交付決定が取り消されたとき。
- (3) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (5) 実施内容が補助金交付要件を満たさないと認めたとき。
- (6) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。
- (7) 廃業及び倒産等、交付決定後に生じた事情の変更等により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (8) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付した補助金の返還を求める場合は、補助金返還通知書（様式7）により通知する。

（加算金及び遅延損害金の納付）

第10条 市長が前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、申請者は、当該命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該請求を受けた額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた申請者が、定められた期限（以下、「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、適正化法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（加算金の基礎となる額の計算）

第11条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、申請者の納

付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（遅延損害金の基礎となる額の計算）

第12条 第10条第2項の規定により遅延損害金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る遅延損害金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、補助金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経営雇用支援担当局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。